

子ども計画の策定に向けて

1. こども基本法の策定と子ども大綱

(1) こども基本法とは

- ・日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に「こども基本法」が成立しました。(令和5年4月施行)
- ・こども基本法では、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども等の意見の反映について定めています。
- ・市町村においては、政府がさだめた「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めることが努力義務とされています。

こども基本法第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) こども大綱とは

- ・令和5年12月に、こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。
- ・「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

※こども大綱の構成は後述のとおりです。

⇒第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、多くの自治体が、こども基本法にさだめる「市町村こども計画」としての策定を現在進めており、こども大綱の内容を勘案し、子ども・若者に関する施策の総合的な計画としての見直しが進められています。

⇒本市においても、こどもの貧困対策計画や若者支援の分野を含んだ「こども計画」として、第3期計画の策定を検討します。

2. こども大綱と計画の構成の見直しについて

(1) 本市の第2期計画の体系

基本理念	次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、 地域が一体となって育むまち、ののいち
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり	(1) 子どもの人権の尊重 (2) 児童虐待の防止 (3) 安全な環境づくり
基本2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり	(1) 次代の親の育成 (2) 心豊かにたくましい人を育てる教育 (3) 家庭や地域の教育力の向上
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる社会づくり	(1) 母子の健康の確保 (2) 食育や思春期保健対策の推進 (3) 援助を必要とする家庭への支援の充実
基本目標4 子育てと仕事の両立ができる社会づくり	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 男女の協力による子育ての推進 (3) 仕事と生活の調和の推進
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり	(1) 子育て・子育てを支える地域づくり (2) 子育て交流の促進 (3) 子育てネットワークづくり
重点施策	① 乳幼児期の 教育・保育の一体的な提供の推進 ② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保 ③ 要保護児童等への支援 ④ その他援助を必要とする子どもへの支援 ⑤ 地域における子育て支援機能の向上

(2) 国の「こども大綱」(令和5年12月22日) ※下線は第2期計画において記載が少ない内容

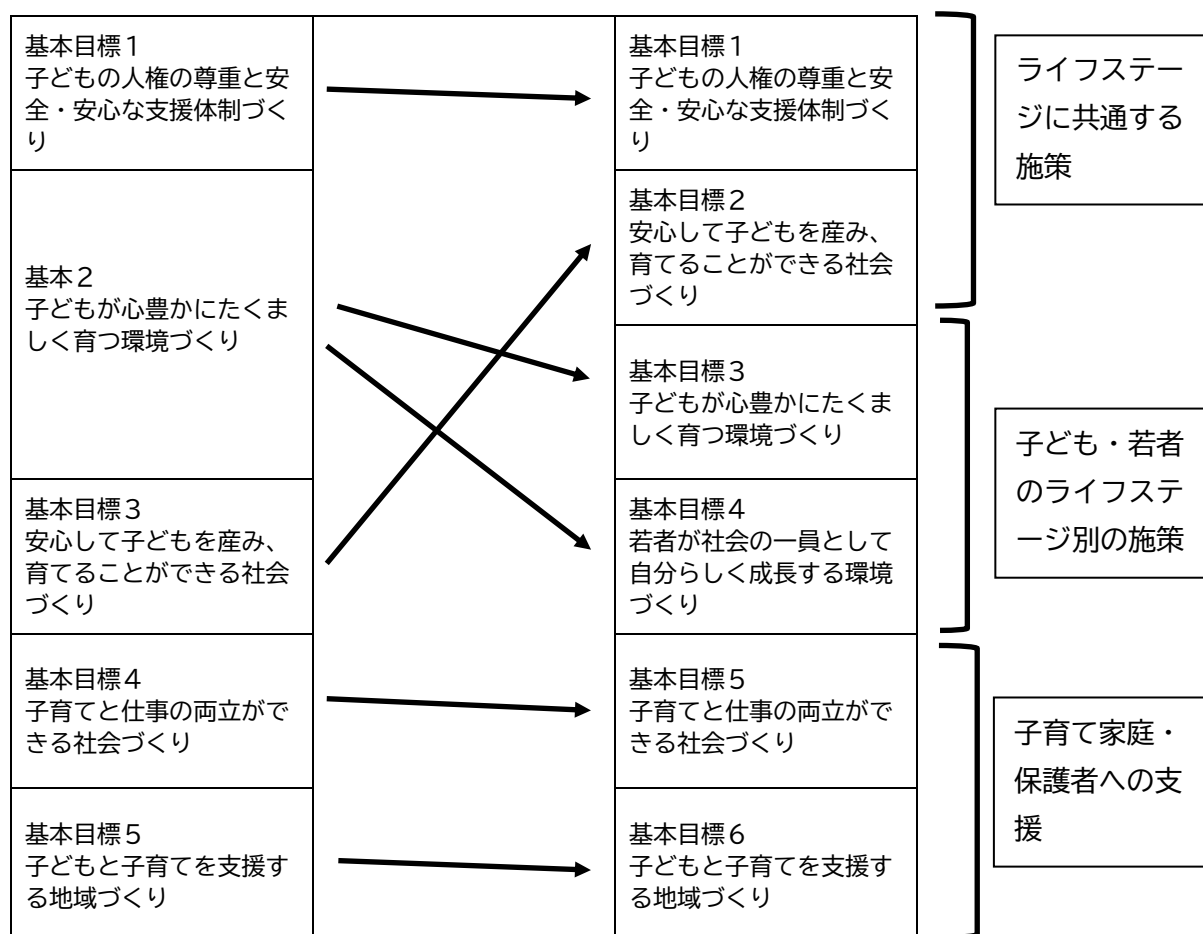
こども施策の基本理念(こども基本法第3条)	①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～ 「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
第3 こども施策に関する重要事項	
1 ライフステージを通じた重要事項	(1) <u>こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</u> (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 ・<u>こどもまんなかまちづくり</u> ・<u>こども・若者が活躍できる機会づくり</u> ・<u>こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消</u> (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・<u>プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等</u> ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 (4) こどもの貧困対策 (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・児童虐待防止対策等の更なる強化 3(2) ・<u>社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援</u> ・ヤングケアラーへの支援

	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・<u>こども・若者の自殺対策</u> ・<u>こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備</u> ・<u>こども・若者の性犯罪・性暴力対策</u> ・犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・非行防止と自立支援
2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期まで ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 (2) 学童期・思春期 ・<u>こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等</u> ・<u>居場所づくり</u> ・<u>小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実</u> ・<u>成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</u> ・<u>いじめ防止</u> ・<u>不登校のこどもへの支援</u> ・<u>校則の見直し</u> ・<u>体罰や不適切な指導の防止</u> ・<u>高校中退の予防、高校中退後の支援</u> (3) 青年期 ・<u>高等教育の修学支援、高等教育の充実</u> ・<u>就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組</u> ・<u>結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援</u> ・<u>悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</u>
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4) ひとり親家庭への支援
こども施策を推進するために必要な事項	
1 こども・若者の社会参画・意見反映	(1) <u>国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進</u> (2) <u>地方公共団体等における取組促進</u> (3) <u>社会参画や意見表明の機会の充実</u> (4) <u>多様な声を施策に反映させる工夫</u> (5) <u>社会参画・意見反映を支える人材の育成</u> (6) <u>若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備</u> (7) <u>こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究</u>
2 こども施策の共通の基盤となる取組	(1) 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化 (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
3 施策の推進体制等	(1) 国における推進体制 ・こどもまんなか実行計画によるP D C Aとこども大綱の見直し ・こども家庭審議会 ・こども政策を担当する内閣府特命担当大臣 (2) 数値目標と指標の設定 (3) 自治体こども計画の策定促進、 地方公共団体 との連携 ・自治体こども計画の策定促進 ・地方公共団体との連携等 (4) 国際的な連携・協力 (5) 安定的な財源の確保 (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

(3) 第2期計画見直しの方向

- ◆子どもの人権の尊重については、擁護されるべき対象として子ども・若者を位置づけるだけでなく、子ども・若者の社会参画や意見表明の権利等についても何らかの形で含めていく
- ◆子ども・若者を視野に入れた計画としたときに不足する青年期の若者への支援の項目を新たに追加
- ◆子ども大綱の構成に準じて、ライフステージに共通する施策に関する基本目標（１～２）と、ライフステージ別の施策に関する基本目標（３～４）、および子育て家庭や保護者への支援に関する基本目標（５～６）で構成
- ◆国のこども大綱に含まれる項目で、第2期計画に含まれない施策については、野々市市としての何らかの施策があるものは含めていく方向で検討

(4) 基本方針案



※国のこども大綱の内容と野々市市の第2期計画の構成を勘案し、基本方針を6つに再構成。
基本方針4（若者の支援）についてはほぼ新設。

(5) 第3期計画（子ども計画）体系案

◆は国の子ども大綱の記載内容との整合において、新たに追加・充実を検討する必要がある項目であり、今後国が示す基本指針や他の自治体の動向等も踏まえて計画素案を検討します。

基本理念	次代を担う子ども・ <u>若者</u> の幸せと、子育てしやすい環境づくりを、 地域が一体となって育むまち、ののいち ※若者までを計画の視野に含むことから、「 <u>若者</u> 」を基本理念に追加
基本目標1 子どもの人権の尊重と 安全・安心な支援体制 づくり	(1) 子どもの人権の尊重 ◆社会参画や意見表明の機会の確保 ◆ジェンダー・障害等に関する格差の解消／ ◆多文化共生の推進 等 (2) 児童虐待の防止 (3) 安全な環境づくり ◆安全なインターネット利用のための取り組み
基本目標2 安心して子どもを産 み、育てることができる 社会づくり	(1) 母子の健康の確保 ◆切れ目のない保健・医療の確保 (2) 食育や思春期保健対策の推進 ◆子ども・若者の自殺対策 ◆相談支援の充実 (3) 援助を必要とする家庭への支援の充実 ◆子どもの貧困対策 ◆ヤングケアラーの実態把握と支援 ◆外国にルーツを持つ子どもとその家庭の支援 ◆社会的擁護を必要とするこども・若者への支援
基本3 子どもが心豊かにたく ましく育つ環境づくり	(1) 次代の親の育成 ◆成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供（プレコ ンセプションケア） (2) 心豊かにたくましい人を育てる教育 ◆質の高い教育・保育の推進と人材の確保 ◆学校教育の充実と生きる力の育成 ◆魅力ある学校づくりと地域連携 ◆不登校など支援を必要とする子どもの支援 (3) 家庭や地域の教育力の向上 ◆子どもの居場所づくり
基本目標4 若者が社会の一員とし て自分らしく成長する 環境づくり	◆進学・就労の支援 ◆困難を有する若者への支援 ◆相談支援の充実 ◆結婚・出産の希望がかないやすい社会の形成
基本目標5 子育てと仕事の両立が できる社会づくり	(1) 子育て支援サービスの充実 ◆子育ての経済的支援 (2) 男女の協力による子育ての推進 (3) 仕事と生活の調和の推進
基本目標6 子どもと子育てを支援 する地域づくり	(1) 子育て・子育てを支える地域づくり (2) 子育て交流の促進 (3) 子育てネットワークづくり